

日本歯科衛生士会正会員福祉給付規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する正会員に対する福祉給付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(福祉給付金の種類)

第2条 本会が正会員に給付する福祉給付金は、次のとおりとする。ただし、未納会費がある場合は、適用しない。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) 災害見舞金
- (3) 入院見舞金

(給付額及び手続)

第3条 正会員が死亡した場合には、遺族に対して次の「死亡弔慰金」を給付する。

- (1) 正会員歴 10 年未満 20,000 円
- (2) 正会員歴 10 年以上 30,000 円

2 該当する正会員の所属する都道府県歯科衛生士会会長（以下「都道府県会長」という。）は、速やかに申請書を日本歯科衛生士会会長（以下「本会会長」という。）に提出する。

3 前項の申請は、「会員死亡届及び死亡弔慰金申請書」（様式1）により行う。

4 該当する正会員の所属する都道府県会長の申請によって、弔電を送ることができる。

第4条 正会員が、風・水・震・火災・その他の災害により家屋が損害を受けた場合には、次の「災害見舞金」を給付する。ただし、家屋とは、現在正会員が常時居住している家屋とする。

- (1) 家屋の床上浸水 5,000 円
- (2) 家屋の全半壊、家屋の全半焼 10,000 円

2 該当する正会員は、申請書を6か月以内に所属する都道府県会長に提出し、都道府県会長は、提出された申請書の記載内容の証明を行い、本会会長に提出する。

3 前項の申請は、「災害見舞金申請書」（様式2）により行う。

第5条 正会員が疾病及び負傷により療養のため入院した場合には、次の「入院見舞金」を給付する。ただし、給付は、当該年度中に1会員1回のみとする。

- (1) 入院1週間以上 正会員歴 10 年未満 5,000 円
正会員歴 10 年以上 7,000 円
- (2) 入院1か月以上 正会員歴 10 年未満 10,000 円
正会員歴 10 年以上 15,000 円

2 該当する正会員は、申請書を退院の日より6か月以内に所属する都道府県会長に提出し、都道府県会長はこの申請書に証明し、本会会長に提出する。

3 前項の申請は、「入院見舞金申請書」（様式3）により行う。

(特例措置)

第6条 この規定の特例として、被災地が「災害救助法」の適用地域である場合には、次のとおり特例措置を適用する。

- (1) 死亡弔慰金 30,000 円
- (2) 災害見舞金 (被災状況別に給付)
 - ① 家屋の前回・半壊・沈下等 30,000 円
 - ② 家屋の床上浸水等 20,000 円
 - ③ 家屋・住居の一部損壊等 10,000 円
- (3) 入院見舞金 15,000 円

2 前項の「災害見舞金」の申請は、「〇〇〇特例 災害見舞金申請書」(様式4)により行う。
「〇〇〇」には災害の原因(例:〇〇台風、〇〇地震)を記載する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規定は、令和2年7月1日から施行する。